附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

○厚生労働省令第八十一号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第六条　（略）	**第十条**　（略）
（創薬支援対策室及び医療機器政策室並びに首席流通指導官）	（医療機器政策室及び首席流通指導官）
第十六条　医薬産業振興・医療情報企画課に、創薬支援対策室及び医療機器政策室並びに首席流通指導官一人を置く。	**第十六条**　医薬産業振興・医療情報企画課に、医療機器政策室及び首席流通指導官一人を置く。
2　創薬支援対策室は、革新的な医薬品等（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）附則第十七条第一項第一号に規定する革新的な医薬品等をいう。）の実用化の支援に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	（新設）
3　創薬支援対策室に、室長を置く。	（新設）
4　医療機器政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2　医療機器政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　医療機器その他衛生用品の輸出入に関すること（医薬局の所掌に属するものを除く。）。	三　医療機器その他衛生用品の輸出入に関すること。
四　（略）	四　（略）
5・6　（略）	3・4　（略）
（訓練企画官、特別支援企画官、就労支援訓練企画官、職業能力開発指導官、主任職業能力開発指導官、キャリア形成支援企画官、企業内人材開発支援企画官、職業能力検定官、主任職業能力検定官、海外協力企画官及び育成就労業務指導企画官）	（訓練企画官、特別支援企画官、就労支援訓練企画官、職業能力開発指導官、主任職業能力開発指導官、キャリア形成支援企画官、企業内人材開発支援企画官、職業能力検定官、主任職業能力検定官及び海外協力企画官）
第七十三条の四　本省に、訓練企画官一人、特別支援企画官一人、就労支援訓練企画官一人、職業能力開発指導官二人、主任職業能力開発指導官一人、キャリア形成支援企画官一人、企業内人材開発支援企画官一人、職業能力検定官六人、主任職業能力検定官一人、海外協力企画官一人及び育成就労業務指導企画官一人を置く。	**第七十三条の四**　本省に、訓練企画官一人、特別支援企画官一人、就労支援訓練企画官一人、職業能力開発指導官二人、主任職業能力開発指導官一人、キャリア形成支援企画官一人、企業内人材開発支援企画官一人、職業能力検定官六人、主任職業能力検定官一人及び海外協力企画官一人を置く。
2～11　（略）	2～11　（略）
12　育成就労業務指導企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち人材開発統括官の所掌事務に係る国際協力に関する事務（出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）附則第五条の認定等に関する準備行為に関するものに限る。）を助ける。	（新設）

所得割額	所得割額（一般被保険者に係る額に限る。）
被保険者均等割額	被保険者均等割額（一般被保険者に係る額に限る。）